

平成二十九年十二月十五日受領
答 弁 第 九 三 号

内閣衆質一九五第九三号

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員山崎誠君提出国家戦略特区における追加の規制改革事項の取り扱いに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員山崎誠君提出国家戦略特区における追加の規制改革事項の取り扱いに関する質問に対する
答弁書

一及び二について

お尋ねの「この偏在がありながら」の意味するところが必ずしも明らかではないが、獣医学部の新設については、多くの慎重な意見があったことも踏まえ、産業動物獣医師の確保が困難となっている地域に限ることが適切であると考えられたことから、その旨の平成二十八年十月下旬の山本内閣府特命担当大臣（地方創生）（当時）の指示に基づき、同年十一月初旬にかけて内閣府地方創生推進事務局において、国家戦略特区ワーキンググループの委員（以下「委員」という。）の意見も踏まえつつ、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための制度改正を行うとする旨の案を作成し、同月初旬に委員を含め関係府省間での調整等を行った上で同月九日の国家戦略特別区域諮問会議に提出し、同会議において決定したところである。

三について

国家戦略特区ワーキンググループにおいては、透明性確保の観点から、国家戦略特区ワーキンググルー

プ運営要領（平成二十五年五月十日国家戦略特区ワーキンググループ決定）に基づき、審議の内容等を座長が適当と認める方法により公表することとしている。具体的には、原則は公開としつつ、他方で提案者が非公開を望み、それに相当の理由があると認められる場合や、その他提案者を守る必要があると考えられる場合には、座長の判断により、非公開を認めることとしており、その旨は八田座長自ら公の場で明らかにしている。

四について

国家戦略特別区域に係る議論の在り方や国家戦略特区ワーキンググループ等での議事公開の在り方については、御指摘の平成二十九年九月五日の国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員からの提言を踏まえ、現在検討を進めているところである。